健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策規程

制定　平成 23 年 04 月 01 日
改正　令和 06 年 01 月 01 日

健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策規程

（目的）

第１条 この規程（以下「本規程」という。）は、エイチ・アイ・エス健康保険組合（以下「当組合」という。）において、健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システム及びオンライン請求システム（以下「両システム」）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い並びに管理に関する事項を定め、被保険者及び被扶養者の氏名や傷病名等の慎重な取り扱いを要する個人情報を適切に保護し、業務を円滑に遂行することを目的とする。

（組織・体制）

第２条 当組合にシステム管理者を置き、理事長をもってこれに充てる。

２ 両システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするため、両システムに関する情報管理及び運用について、それぞれのシステム毎に情報管理及び運用のそれぞれを担当する責任者に事務長を指名する。

３ 情報管理及び運用の責任者は、システム管理者の指示により、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定め、非常時においても参照できるように保存し、保管する。

（情報の分類と管理）

第３条 情報管理責任者は、両システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。

(1) 極秘扱いのもの（機密性が極めて高い情報の種別でレセプトデータをいう。）

(2) 秘密扱いのもの（特定の範囲に限り開示することができる機密性が高い情報の種別で実施手順（マニュアル）をいう。）

(3) 公開扱いのもの（特に機密性はなく、広く一般に公開可能である情報をいう。）

２ 両システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。

（受信機器の設置場所等）

第４条 両システムの受信機器は、関係者以外の者がオンライン請求システムを操作できないよう適切な処置を施すものとする。

２ 両システムの受信機器は、社会保険手続業務及びオンライン請求業務のみに使用する。したがって、業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしない。

（利用者の責務）

第５条 利用者は、本規程、健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システムの実施手順（マニュアル）及びオンライン請求システムの実施手順（マニュアル）に定められている事項を遵守すること。システムの利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

２ 利用者は、システム管理者の許可を得ず、受信機器及び記録媒体等を部屋外への持ち出しをしないこと。

３ 利用者は、両システムを正しく利用するための教育と訓練を受けること。

４ 利用者は、職務上知り得た個人情報については、別に定める個人情報保護管理規程を遵守しなければならない。

５ 利用者は、個人情報の漏えい及び改ざんが生じた場合、並びにそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。

６ 利用者は、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等については、速やかにシステム管理者に相談し、指示を仰ぐこと。

７ 利用者は、関係者以外の者が不正に両システムを利用できないようにユーザＩＤ及びパスワード等を適切に管理すること。

（システム管理者の責務）

第６条 システム管理者は、両システムに関する受信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負うこと。

２ システム管理者は、受信機器やソフトウェアに変更があった場合においても、利用者が社会保険手続及びオンライン請求業務の遂行を継続的にできるよう環境を整備すること。

３ システム管理者は、両システムを正しく利用させ、個人情報及び重要情報の思わぬ漏えいを防ぐために、運用方法について、教育・訓練計画等を定めた上で、利用者の教育と訓練を行うものとする。システム管理者の責務は次の各号のとおりとする。

（ソフトウェアの管理）

第７条 運用責任者は、受信機器にコンピュータウィルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウィルスのチェックを行い、感染の防止に努めなければならない。

（運用）

第８条 システム管理者は、両システムの取り扱いについて実施手順（マニュアル）を整備し、システムの利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておかなければならない。

２ 運用責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追求し対策を講じなければならない。

（規程に対する違反への対応）

第９条 システム管理者は、本規程で定めた事項及び自らの機関で別に規定した事項に対する違反があった場合の対処について明確にし、厳正に対応する。

（評価・見直し）

第１０条 システム管理者は、本規程で定めた事項及び自らの機関で別に規定した事項を評価し、定期的に見直す。

（その他）

第１１条 本規程に定めのない事項及び本規程の変更は、理事会の議決によるものとする。

附　則　この規程は、令和６年１月１日より施行する。